

令和5年度 中津耶馬溪観光協会ツアー誘客 助成要領

<趣旨>

中津耶馬溪観光協会は、大分県中津市への観光客の誘致促進を図るため、本市への旅行商品の企画・販売を実施する国内・国外の旅行会社へ送客販売実績に対して助成金を交付する。

交付対象者	日本国内及び海外に拠点を置く旅行会社及び旅行サービス手配会社	
交付対象旅行商品	募集型企画旅行、受注型企画旅行	
助成要件	<p style="text-align: center;">観光箇所2箇所 + 宿泊施設</p>	<p style="text-align: center;">観光箇所2箇所 + 食事処 又は レンタサイクル利用</p> <p style="text-align: center; color: red; font-size: small;">※上記経費が1人当たり1,000円以上の場合に限る</p>
時 期	通 年	
国内旅行者を手配する旅行会社 1催行10名以上の団体 に対し1人当たり	3,000円	1,000円
海外旅行者を手配する旅行会社 1催行10名以上の団体 に対し1人当たり	3,000円	1,000円
<p>1催行当りの助成交付上限 : 150,000円 1営業所当りの助成交付上限: 300,000円</p> <p>※レンタサイクルの対象となるサイクリング施設(次の3箇所が対象となります)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耶馬溪サイクリングターミナル ・ やすらぎの郷やまくに ・ 青の洞門サイクリングセンター風水園 <p>※助成金予算の上限に達した場合は、対象期間内であっても交付を終了いたしますので、ご了承下さい。</p> <p>※同じ旅行企画でも、出発日または仕立箇所が異なれば、それぞれを1催行と見なします。</p> <p>※青の洞門・耶馬溪橋は、どちらとも観光された場合でも、観光箇所を1箇所と見なします。</p> <p>※道の駅での、トイレ休憩やショッピング等の立ち寄り、観光箇所に含まれません。</p>		

～助成金手続きの流れ～

<ツアー実施前>

① 申請（旅行会社様⇒観光協会）

『助成金交付申請書(別紙:様式1)』を催行日の前日までに提出してください。

② 受付（観光協会⇒旅行会社様）

『助成金交付申請書(別紙:様式1)』受理後に当協会にて精査し、受理番号を通知。

※あくまで受付であり、交付決定ではありませんのでご注意ください。

<ツアー終了後>

③ 実績報告（旅行会社様⇒観光協会）

ツアー実施後、1ヶ月以内(中津市立ち寄り日から1ヶ月以内)に以下の書類を提出してください。

- ・『助成金交付実績報告書(別紙:様式2)』
- ・ 催行毎の人数が確認できる、食事処、観光施設、宿泊施設、サイクリング施設等の領収書又は、請求書の写し。
- ・ 観光箇所・観光施設・食事処・宿泊施設・サイクリング施設が記載されている行程表(パンフレット・ツアー募集チラシ等可)

※必要書類が揃わない場合は、不交付となります。

④ 交付決定（観光協会⇒旅行会社様）

③提出書類受理後、当協会にて精査し、助成金交付決定額を通知。

⑤ 交付請求（旅行会社様⇒観光協会）

助成金交付決定額通知書受理後、請求書を郵送にて当協会へ請求してください。

宛名は「一般社団法人 中津耶馬溪観光協会」

請求書内に「令和5年度 中津耶馬溪観光協会ツアー誘客助成金」を記入して下さい。

※請求書に決まった様式はありません。

⑥ 交付（観光協会⇒旅行会社様）

請求書受理後、遅延することなく助成金を交付いたします。

※助成金予算の上限に達した場合は、対象期間内であっても交付を終了いたしますので、ご了承下さい。

【申請・請求書送付先】

一般社団法人 中津耶馬溪観光協会

〒871-0033 大分県中津市島田219-2

TEL:0979-64-6565 FAX:0979-64-6611

Eメール:info@nakatsuyaba.com